

（事故情報計測・記録装置）

第148条の2 事故情報計測・記録装置の記録性能等に関し、保安基準第46条の2の告示で定める基準は、次の各号に掲げる自動車に応じ、それぞれに定める基準とする。ただし、第2号に掲げる自動車のうち、車両総重量が12t以下のものであって、協定規則第169号の規則4. 1. 後段の条件を満たすものについては、第2号中「協定規則第169号の規則1. 4. 及び5. に定める基準」とあるのは、「協定規則第160号の規則1. 4. 及び5.（5. 4. を除く。）に定める基準並びに協定規則第169号の規則5. 4. に定める基準」と読み替えることができるものとする。

- 一 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3. 5t以下の自動車 協定規則第160号の規則1. 4. 及び5. に定める基準
 - 二 前号に掲げる自動車以外の自動車 協定規則第169号の規則1. 4. 及び5. に定める基準
- 2 次に掲げる事故情報計測・記録装置であってその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられている事故情報計測・記録装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた事故情報計測・記録装置
 - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられた事故情報計測・記録装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている事故情報計測・記録装置又はこれに準ずる性能を有する事故情報計測・記録装置
 - 三 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた事故情報計測・記録装置を有する自動車に取り付けられた事故情報計測・記録装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた事故情報計測・記録装置又はこれに準ずる性能を有する事故情報計測・記録装置